

市第85号議案 説明資料
「緊急借換特別資金」の概要について

1 目的

急激な原材料価格高騰や景気後退等による売上減少などで、資金繰りが厳しい市内中小企業のため、既存の借入金の借換えにより、資金繰りの円滑化を図ることを目的とする。

2 融資枠

平成20年度 50億円

3 実施期間

平成20年12月～21年3月31日まで

4 制度概要

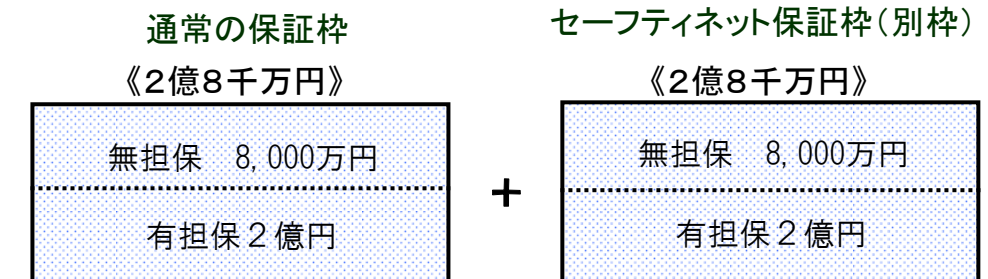
融資対象者	次の全ての要件を満たす中小企業者等 1 中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定を受けたもの。 (セーフティネット保証制度) 2 本資金の利用により、毎月の返済負担の軽減が図られ、安定的経営が見込まれるもの。
資金用途	運転資金
融資限度額	8,000万円以内
融資利率	1.8%以内
保証料率	0.8%
返済期間	10年以内(据置12か月以内を含む)

5 セーフティネット保証制度

- ◆ 全国的に業況の悪化している業種を経済産業大臣が指定(11月14日現在 618業種)
- ◆ 指定業種に属し、売上減少等の要件を満たす企業は、本市の認定を受けることができる。
- ◆ 認定により保証の別枠が付与され、かつ協会保証率100%で利用できる。
《認定要件》 ○平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上
○平均売上高利益率が前年同期比マイナス3%以上 等

セーフティネット保証制度の特徴

- 通常の保証枠とは別枠で保証枠を付与
- 責任共有制度の対象外(協会保証率:100%)



◆責任共有制度により保証協会は80%を保証(20%金融機関のリスク)

◆セーフティネット保証として保証協会が100%保証

6 借換え事例

「緊急借換特別資金」は、既往の借入金の返済期間を長くすることで月々の返済額を軽減します。

(例) 2年で返済 → 10年で返済へ

①借入金残高3,200万円を毎月133万円返済中 (2年間:24か月)

②借換えにより、借入金3,200万円を毎月30万円返済
(10年間(据置1年含):108か月)

